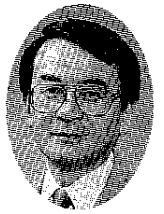


岐阜地裁「基金の処分」取り消し判決

元公園室長 伊藤哲さん自死は**公務災害**



地方公務員災害補償基金に「公務外災害認定処分の取り消し」を求めた訴訟

12月22日「原告の請求通り処分を取り消す」判決はものの30秒でした。裁判官はにこやかな表情で入廷。判決前のテレビ前撮りの方が、はるかに長い時間でした。判決後、傍聴席から拍手が出かけて、静止られた。07年11月庁舎8階からの飛び降り、自死から9年余。

怒鳴ったのは **一度だけ**……

23日の中日新聞は「元上司は本紙の取材に『哲さんを怒鳴ったことは一度しかない。判決の指摘は不当』とパワハラを否定した。」と報道しています。この『一度しか。指摘は不当。パワハラを否定。』の発言は「怒鳴ったことを証人が認めた証言」と、なりはしないか。そのことに、本人が気付かれていないのでは。『自分のパワハラに気付かなかった上司』とのイメージをかもし出していないか？ との思いがめぐります。

元上司は、法廷で「質問した事だけに答えるように」と裁判官から再三注意をされています。自らの弁護に多弁である事が、ご本人に、「その意思と異なる結果」をもたらしつつあります。

基金側弁護士申請の **W 議員の証人尋問** は無しにしましょう **裁判官**

伊藤さん側の弁護士申請の証人は、本人、同僚、部下全て認められて証人としての尋問を受けました。しかし、元上司の証人尋問直後、法廷で基金側が予定された W 議員の証人尋問が省略されました。傍聴者もびっくり。「元上司の証言だけで十分」と裁判官が判断した「瞬間」と思いました。松原のりかず が、「勝訴」を確信した瞬間でした。既に「主文は書いている」と。

「自治体や企業で対策が進むことを願っています」 **伊藤哲さん夫人**

伊藤左紀子さんは「受け止める側が、『パワハラされている』と思うなら、パワハラ」と、訴えられます。岐阜市と同各都市などの自治体職員自死の平均は年0.44人です。が、岐阜市役所は其れをはるかに上回る年1.0人と、倍以上の尊い命を自死で失っています。1年で必ず同僚が1人、自分で死を選んでいるのです。

連絡先 市議員 松原のりかず 岐阜市沖ノ橋町1-21 でんわ 253-2500

市議会倫理審査会での田中議員討論^{要旨}

無所属クラブ・田中まさよし議員が、「丸山議員本会議出席停止5日間」が妥当と主張

今回の丸山議員に対する政治倫理審査会は要綱第3条1項4『議員は、市民全体の代表者としてその名誉と品位を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと』に抵触しているとして設置されました。

即ち、今回の審査結果を検討するに際して、第一には、市民目線に立つことが求められているのです。市民の目から見て丸山議員の政務活動費の処理の仕方が納得できるかどうか、また市民の代表者として賛意が得られるかどうかという観点からの検討です。第二としては、政務活動費の原資が市民の血税であるという観点からの検討です。

10月18日全員協議会への欠席問題についてです。丸山議員はテレビカメラが入っていることを理由として、姿を出さなかったのですが、政務活動費の使い方および処理の仕方に市民やマスコミから種々の疑惑が指摘される事態は、決して丸山議員ひとりの問題としてではなく、広く他の議員を巻き込む事態となりました。事の重大性から鑑みれば個人の思いのみを優先させた対応は受け入れがたいものと考えます。

政治倫理要綱第3条2項では、『前項に規定する行為規範に反するとの疑惑を受けたときは、自ら進んで真摯かつ誠実に説明し、その責任を明らかにしなければならない』とされています。この点からも問題があるといえます。市民に説明する責任が優先されるべきではないでしょうか。

13号様式での支出について、丸山議員は出張へ行ったこと、ガソリンを入れたこと、あるいは書物を購入したことは間違いないと主張されました。また、人件費についても調査のための補助員であることを主張されました。しかし、領収書や成果物等が示されない中では、ご本人の主張にすぎず、市民の目から見たとき説得力がある説明とは言えないでしょう。

丸山議員の支出明細に多く用いられた13号様式は、政務活動費の交付に関する規則第7条にあるように『領収書を徴することができないとき』に代用される様式であり、紛失を前提としたものとの解釈には無理があります。丸山議員の13号様式の多用にはこの前提を大きく逸脱していると言えます。市民が収支報告書、実績報告書をご覧になられたならば税金の処理の仕方として納得されるとは思えません。

さらには先ほども触れましたが、丸山議員の収支報告書、実績報告書に端を発した政務活動費にかかる問題は、残念ながら他の議員にも市民からの疑惑の目が向けられ、岐阜市議会全体に不信感を与える結果を招きました。

丸山議員への措置を決定するにあたり、これらの事象を鑑みたとき、市民の理解が得られる決定が求められと考えます。本会議出席停止5日間（最長期）が妥当と主張します。

（岐阜市議会政治倫理審査会22日）



松原のりかず

☎058-253-2500